

八千代市第3次環境保全計画

前期アクションプラン

令和4年1月

目 次

本 編

第1章 はじめに

- 1 本アクションプランに関する基本的事項 1

第2章 環境の将来像を実現するための施策の展開

- 1 基本方針1 地球温暖化対策を推進し、脱炭素型まちづくりを進めます 3
- 2 基本方針2 地域資源を最大限活用し、循環型社会の形成を推進します 9
- 3 基本方針3 安全で快適な生活環境を保全します 12
- 4 基本方針4 豊かな水・緑を保全し、自然と共生するまちづくりを進めます 17
- 5 基本方針5 環境保全のための人づくり・地域づくりを推進します 26

第3章 戦略的・重点的に推進する施策

- 1 ゼロカーボンシティ推進プロジェクト 32
- 2 谷津・里山保全・活用プロジェクト 34
- 3 環境にやさしい人づくりプロジェクト 36

第4章 計画の推進

- 1 推進体制 39
- 2 進行管理 40

第1章 はじめに

1 本アクションプランに関する基本的事項

(1) 目的

本アクションプランは、八千代市第3次環境保全計画(以下「第3次環境保全計画」)を推進するに当たり、計画に記載された基本施策に基づく具体的な活動内容及びその担当課の明確化を目的としています。

また、第3次環境保全計画は、環境マネジメントシステムにおける PDCA サイクルの一連の手続きに沿って計画の進行管理を行います。本アクションプランにおいて、誰が、何を行うかを明確にします。

(2) 対象期間

本アクションプランの対象期間は令和4年度(2022 年度)から令和7年度(2025 年度)までとします。ただし、法規制の変更や、社会・経済情勢について大きな変化があった時など必要に応じて見直しを行います。

(3) その他

本アクションプランは、第3次環境保全計画において「計画管理マニュアル」の名称で記載されているものとなります。また、その内容は、第3次環境保全計画において「付編『谷津・里山保全アクションプラン』」の名称で記載されたものの内容も包含するものとなっています。

これは、第3次環境保全計画において、「八千代市谷津・里山保全計画」・「八千代市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」・「八千代市地域新エネルギー・省エネルギービジョン」の3つの関連計画について、同計画に統合し、取組を一体的に推進することとしたことを受けての措置となります。

第2章 環境の将来像を実現するための施策の展開

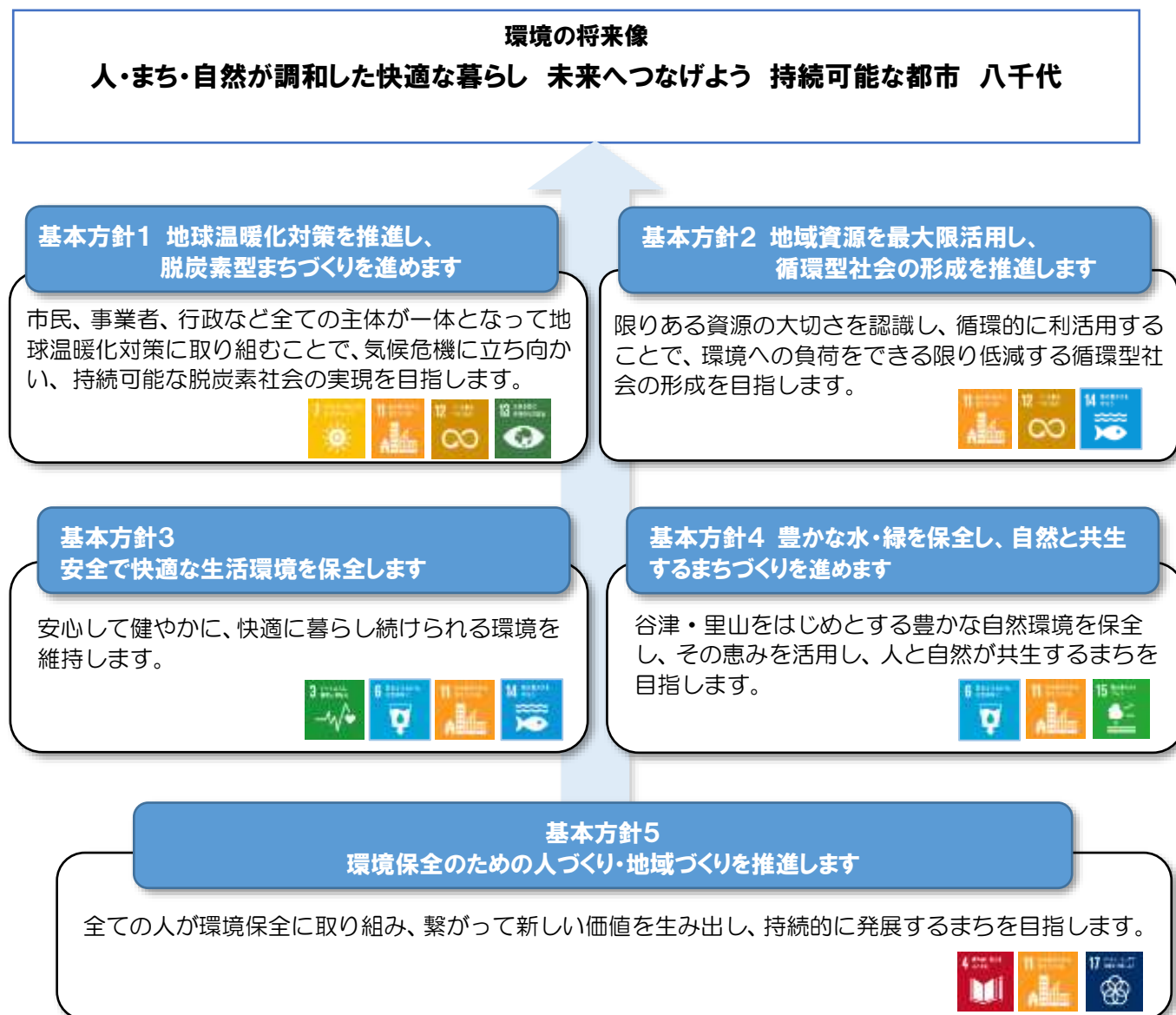
八千代市は、豊かな自然環境のもと、先人の英知と努力を受け継ぎながら、調和のとれたまちづくりを進めてきました。北部を中心に広がる谷津・里山は、山林をはじめ水田、河川などで構成され、豊富な地下水が人々の生活を支えるなど、暮らしと密接に繋がっています。

私たちの日々の生活や都市の活動は、公害の発生や身近な自然の減少、ひいては地球規模で環境に影響を与えてきていることから、一人ひとりが自らのライフスタイル・ワークスタイルを見直し、環境に配慮した行動をとることが求められています。

将来にわたり快適で自然と調和した都市環境を形成するため、地域ごとの特性を活かした都市機能の充実と、緑豊かな自然環境の保全・活用による調和のとれたまちを目指すとともに、市民・事業者・市の協力のもと、持続可能な循環型社会を構築し、それを未来に引き継ぐまちを目指します。

第3次環境保全計画において、八千代市の目指す環境の将来像及びそれを実現するための5つの基本方針を設定しました。この基本方針に基づき施策を展開することで、環境の将来像の実現を目指すとともに、SDGsの達成に貢献します。

各分野においては、目指す都市の姿(目標)とともに、その指標となる定量目標を設定し、計画の進行管理を図ります。



基本方針 1 地球温暖化対策を推進し、脱炭素型まちづくりを進めます

目 標

市民、事業者、行政など全ての主体が一体となって地球温暖化対策に取り組むことで、気候危機に立ち向かい、持続可能な脱炭素社会の実現を目指します。

基本施策1-1 脱炭素型まちづくりの推進

【施策の基本的方向】

持続可能な脱炭素社会の構築に向け、地域特性に応じたまちの機能の集約によるエネルギー効率の高いまちづくり、歩きやすい道路等の環境整備、エネルギー消費の少ない建築物の普及を進めます。また、谷津・里山、新川に代表される豊かな水・緑を保全・創出し、その多様な機能を十分に活かしたまちづくりを進めていきます。

【施策の内容・担当課】

施策	施策内容		担当課
(1) 地球温暖化防止対策の総合的推進	①	ゼロカーボンシティとして「八千代市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を推進し、2050 年に温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指します。	環境政策室
	②	国や県が取り組む省エネなどの啓発キャンペーンに協力し、地球温暖化防止活動の推進を図ります。	環境政策室
	③	市民や事業者により率先して市自らが温室効果ガス排出削減に取り組むために「八千代市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を推進します。	環境政策室
	④	市独自の環境マネジメントシステムによる環境管理活動を継続します。	環境政策室
(2) 環境にやさしいまち・交通への転換	①	交通事業者等と連携し、公共交通の利便性向上及び公共交通の利用促進を図ります。	都市計画課 土木維持課
	②	歩道や自転車道の整備を検討するなど、歩きやすいまちづくりを推進します。	土木建設課 土木維持課
	③	温室効果ガスの排出削減や大気汚染の移動発生源対策などのため、電気自動車や燃料電池自動車などといった次世代自動車について、公用車への率先導入や普及啓発に努めます。	資産管理課 環境政策室 教育総務課 経営企画課

施策	施策内容		担当課
(3)脱炭素型建築物の普及促進	①	住宅用省エネルギー設備等設置に対する補助事業を継続します。	環境政策室
	②	建築物の省エネルギー消費性能の向上に関する法律など脱炭素型建築物の促進に関連する法令に基づいた認定や届出制度を通じて建築物の省エネ性能の向上を図ります。	建築指導課
	③	建物の断熱性向上、エネルギー削減に資する屋上・壁面緑化等、市街地の住宅、事業所等における建物緑化を推進します。	公園緑地課
	④	公共施設の改修等にあわせて、太陽光発電などの再生可能エネルギー、高効率省エネ設備の導入を検討するとともに、屋上や壁面緑化を含め建物の断熱性能の向上に向けた取組を推進します。	環境政策室
(4)二酸化炭素の吸収源としての緑の利活用	①	二酸化炭素の吸収源としての谷津・里山及び緑地の役割を活用するためにも、谷津・里山等を保全・再生し、豊かな緑の空間の創造を促進します。	環境政策室
	②	新川周辺をはじめ、都市公園の整備や維持管理など市街地における緑の保全・創出を促進し、自然の働きを活かしたまちづくりを進めます。	公園緑地課
	③	緑化協定、環境保全協定制度など、事業者等に一定規模の緑化を求める協定を締結することにより緑化を推進します。	環境保全課 公園緑地課
	④	公共施設の敷地・屋上・壁面の緑化、公共工事でののり面緑化を推進します。	環境政策室
	⑤	市民・事業者に対し県産木材利用を推進するとともに、公共事業において積極的に活用します。	資産管理課 農政課

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	目標値 (2025 年度)
温室効果ガス排出量(市域)	千 t-CO ₂ /年	1,789 (2017 年度)*	1,507
市民1人当たりの温室効果ガス排出量	t-CO ₂ /人・年	9.1 (2017 年度)*	7.5
市の事務事業による温室効果ガス排出量	t-CO ₂ /年	51,746	48,641

*：環境省（自治体カルテ）

基本施策1-2 再生可能エネルギー等の導入推進

【施策の基本的方向】

太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーや、廃棄物由来のバイオマス資源などの都市の未利用エネルギー、次世代エネルギーとしての活用が期待される水素エネルギーの導入を推進すると同時に、災害対応等を想定した自立分散エネルギー供給システムの整備を進め、これらのエネルギーの活用を促進します。

【施策の内容・担当課】

施策	施策内容	担当課
(1) 再生可能エネルギー等の利用推進	① 公共施設において太陽光発電などの再生可能エネルギー利用設備の導入に努めます。	環境政策室
	② 住宅用省エネルギー設備等設置補助制度を通じて、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備導入を促進します。	環境政策室
	③ 相談対応や情報提供を行うことにより、民間事業者が市内で計画を検討している太陽光発電、熱利用施設を推進します。	商工観光課 環境政策室
	④ 八千代市中小企業資金融資制度における環境経営応援資金などを通じて、事業者による再生可能エネルギー・省エネルギー設備導入を促進し、化石燃料の消費の抑制を図ります。	商工観光課
	⑤ 地域における再生可能エネルギーや、コージェネレーションシステムなど、防災性の高い分散型エネルギーの導入を推進します。	危機管理課 環境政策室
(2) バイオマス等未利用エネルギーの活用	① 食品廃棄物や家畜排せつ物、浄化槽汚泥、剪定枝などについて、バイオマスエネルギー源等としての利活用に向けた方策を検討します。	農政課 クリーン推進課 清掃センター
	② 廃食用油の収集及び再生利用(燃料化)を継続します。	クリーン推進課 清掃センター
	③ 廃棄物処理施設における高効率な発電設備、熱回収・利用等について導入を検討します。	クリーン推進課 清掃センター
	④ 工業団地等において複数の建築物でエネルギーを効率的に利用するなど、面的な未利用エネルギー利用の導入を支援します。	商工観光課 環境政策室
(3) 水素エネルギーの活用	① 温室効果ガスの排出削減や大気汚染の移動発生源対策などのため、電気自動車や燃料電池自動車などといった次世代自動車について、公用車への率先導入や普及啓発に努めます。(再掲)	資産管理課 環境政策室 教育総務課 経営企画課
	② エネファーム(家庭用燃料電池)の導入・普及に努めます。	環境政策室

【環境指標】

	単位	現在 (2019年度)	目標値 (2025年度)
再生可能エネルギーの活用(市域)	MWh	30,844 (2018年度)*	56,240

*：環境省（自治体カルテ）

【施策の基本的方向】

家庭や事業所における省エネルギーの取組を促進し、脱炭素型ライフスタイル・ワークスタイルへの転換・普及を目指します。また、市域の主要な温室効果ガスの排出源となっている産業部門からの排出削減に向けた取組を促進・拡大します。

【施策の内容・担当課】

施策	施策内容	担当課
(1) 家庭・業務部門における取組の促進	① 市民・事業者に向けて、啓発活動、広報、環境学習などを通じた地球温暖化防止や省エネルギーのための情報提供を行い、低炭素型ライフスタイル・ワークスタイルの定着を促します。	環境政策室
	② 環境家計簿でのエネルギー使用記録による省エネ取組の「見える化」など、日常生活や事業活動における温室効果ガス排出削減につながる行動を促進します。	環境政策室
	③ 市民・事業者に対し、地球温暖化対策に資する「賢い選択(COOL CHOICE)」、グリーン購入を普及啓発します。	環境政策室
	④ 市は事業者としてトップランナー機器の導入、市の公共施設における冷暖房温度の適正化や消灯運動の継続など、省エネルギーの推進に向けた取組に努めます。	環境政策室
	⑤ 住宅用省エネルギー設備等設置に対する補助事業を継続します。(再掲)	環境政策室
	⑥ パンフレット、ホームページ及び広報などの各種のメディアを通じて、公共交通利用促進、エコドライブによるエネルギー効率の良い運転を奨励します。	環境政策室
	⑦ 市民・事業者への電気自動車等、次世代自動車の普及促進のため関係情報の提供や、PRの場の提供に努めます。	環境政策室
	⑧ 温室効果ガスの排出削減や大気汚染の移動発生源対策などのため、電気自動車や燃料電池自動車などといった次世代自動車について、公用車への率先導入や普及啓発に努めます。(再掲)	資産管理課 環境政策室 教育総務課 経営企画課

施策	施策内容		担当課
(2) 産業部門における取組の促進	①	省エネルギー型の施設・設備や生産工程などの導入に関する情報提供を事業者に行うことにより、省エネルギーを促進します。	商工観光課 環境政策室
	②	地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者を増加させるため、県の CO2CO2 スマート宣言事業所登録制度の普及に努めます。	環境政策室
	③	事業者による自主的な環境保全活動や、環境マネジメントシステムの導入に対する支援を行い、環境にやさしい事業活動の促進を図ります。	環境政策室
	④	行政による支援や、地元金融機関と協力し ESG 関連の情報を提供するなど支援を検討します。	商工観光課 環境政策室
	⑤	フロン排出抑制法に基づく義務等の確実な実施について、事業者に対する周知や指導を行います。	環境保全課
	⑥	農業において発生する二酸化炭素・メタン対策として、適切な農地管理や家畜排せつ物の適正処理など地球温暖化に配慮した営農活動を支援します。	農政課

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	目標値 (2025 年度)
CO2CO2スマート宣言事業所登録数	事業所	2	5
補助金による太陽光発電の定格出力の合計値	kW	3,755	4,878

基本施策 1-4 気候変動に対する適応策の推進

【施策の基本的方向】

気候変動による影響は、農林水産業、水資源、自然生態系、自然災害、人々の健康や産業・経済活動に広く影響を与えます。

本市における気候変動の影響や今後の将来予測に対して適応策を推進し、地域が持つ特性を活かしながらリスクに備えた柔軟な対応を実施し、自然災害等に強いまちを目指します。

【施策の内容・担当課】

施策	施策内容		担当課
(1) 気候変動に関する情報収集・提供	①	現在及び将来予測を含めた気候変動に関する最新情報の収集を行うとともに、関係機関との情報共有や連携を図ります。	環境政策室
	②	気候変動への適応の重要性や具体的な取組(打ち水の実施やグリーンカーテンの普及等)について、必要な情報発信や周知啓発を行います。	環境政策室
	③	熱中症の適切な予防方法や対処方法について周知や注意喚起を行います。	危機管理課 健康づくり課
(2) 防災・減災に向けた取組	①	災害対策・防災拠点の整備を推進します。また、防災拠点への太陽光発電設備等の導入に努めます。	危機管理課
	②	ハザードマップの周知や迅速な情報提供等により、被害の軽減を図ります。	危機管理課
	③	市街地における雨水流出抑制対策やヒートアイランド現象の緩和等につながるグリーンインフラの活用を進めるとともに、谷津・里山や農地の保全など生態系を活用した防災・減災(Eco DRR)の取組を推進します。	農政課 環境政策室
(3) 農業・水資源等への影響軽減に向けた取組	①	台風に対応した施設の改良や設備に関する情報提供や導入支援を通じて、農業施設の減災対策を推進します。	農政課
	②	高温等による農作物への影響軽減、家畜伝染病や病害虫の発生及びまん延防止に向けて、県と協力し、情報提供や栽培管理技術の普及に努めます。	農政課

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	目標値 (2025 年度)
熱中症患者の搬送件数	件	77	77

基本方針2 地域資源を最大限活用し、循環型社会の形成を推進します

目 標

限りある資源の大切さを認識し、循環的に利活用することで、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の形成を目指します。

基本施策2-1 4Rの推進

【施策の基本的方向】

家庭や事業活動から発生する廃棄物の発生抑制や排出抑制、資源循環の促進に向けて、Reduce(ごみとして処分するものを減らす)、Reuse(必要としている人に譲るなどして繰り返し使う)、Recycle(使い終わったものを正しく分別し資源として再生する)の3Rに、Refuse(ごみになるものの発生を抑制する)を加えた4Rの取組を推進し、循環型社会の形成を目指します。

食品ロス削減に向けた取組やプラスチック製容器包装等の分別収集実施に向けた検討を重点的に行います。

ごみの分別の徹底や市民団体等による資源回収運動、リサイクルに向けた体制づくりやバイオマス利活用の検討により、4Rの推進を図ります。

【施策の内容・担当課】

施策	施策内容		担当課
(1) 市民のごみ減量化・資源化の推進	①	ごみ減量学習会やリサイクルフェアなどの各種イベント等を通じて、4Rの推進、廃棄物の分別ルールをはじめ廃棄物の処理やリサイクルに関する法律、市の条例に関する正しい知識の普及のための啓発活動を継続します。	クリーン推進課
	②	市民に対し、食品ロスの現状や削減のための具体的な取組紹介など、食品ロス削減に向けた周知・啓発活動を行います。	クリーン推進課
	③	ワンウェイ(使い捨て)プラスチック削減に向けた啓発活動を行います。	クリーン推進課
	④	プラスチック製容器包装等の分別収集について検討します。	クリーン推進課
	⑤	生ごみたい肥化容器等の購入費助成を継続し、一般家庭における生ごみの減量化・資源化を促進します。	クリーン推進課
	⑥	紙・布類などの資源物集団回収をはじめ、ごみ減量化・資源化の推進に取り組む市民団体等を支援します。	クリーン推進課

施策	施策内容		担当課
(1) 市民のごみ減量化・資源化の推進	⑦	廃食用油の収集及び再生利用(燃料化)を継続します。(再掲)	クリーン推進課 清掃センター
	⑧	ごみの減量化・再利用を進めるための手段として、ごみ処理の有料化(有料指定ごみ袋制度等)を継続します。また、ごみ処理経費の推移や近隣市の状況などを考慮し、一般廃棄物処理手数料を定期的に見直します。	クリーン推進課
(2) 事業者のごみ減量化・資源化の推進	①	事業者に対し、廃棄物の発生が少ない、再生可能な材料を使うなど環境に配慮した製品やサービスの提供について啓発します。	クリーン推進課
	②	事業者に対し、食品ロスの現状や削減のための具体的な取組紹介など、食品ロス削減に向けた周知・啓発活動を行います。	クリーン推進課
	③	多量排出事業者・事業用大規模建築物の所有者等に対しては、事業系一般廃棄物減量化計画書の提出を促し、これに基づき、市は計画的な事業系ごみの減量化・資源化の推進を継続します。	クリーン推進課
	④	ごみ減量・リサイクル推進等に積極的に取り組む事業者を「再くるくん協力店」として認定します。市民・事業者に対し「再くるくん協力店」の認定制度について啓発に努め、ごみの減量化や資源化の促進を図ります。	クリーン推進課
	⑤	ごみの減量化・再利用を進めるための手段として、ごみ処理の有料化を継続します。また、ごみ処理経費の推移や近隣市の状況などを考慮し、一般廃棄物処理手数料を定期的に見直します。	クリーン推進課
(3) 地域資源の循環利用の促進	①	バイオマス資源の利活用に関する調査・研究や、導入についての検討を行います。	クリーン推進課 環境政策室
	②	廃食用油の収集及び再生利用(燃料化)を継続します。(再掲)	クリーン推進課 清掃センター
	③	学校給食における食品残さの飼料化(エコフィード)・再利用について検討します。	保健体育課 学校給食センター

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	目標値 (2025 年度)
ごみ総排出量	t/年	56,295	52,089
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源物を除く)	g/人・日	494	450.8
事業系ごみ排出量	t/年	12,146	10,184
リサイクル率	%	20.2	21.8
廃食用油回収量	t/年	3	3

基本施策2-2 廃棄物の適正処理の推進

【施策の基本的方向】

ごみの分別排出ルールを周知・徹底し、適正な処理を行うことで、環境への負荷を低減するとともに、不法投棄やポイ捨ての防止啓発、市民・事業者等との協働による清掃活動により、まちの美化を目指します。

【施策の内容・担当課】

施策	施策内容		担当課
(1) 廃棄物の適正処理の推進	①	ごみの分別ルールや適正な処理、リサイクルの方法について、多言語対応を含め、市民に十分な広報活動を行い、適正処理の徹底を図ります。	クリーン推進課
	②	建設事業における残土等の適正管理、建設廃棄物のリサイクルや縮小の徹底を指導・推進します。	クリーン推進課 建築指導課
(2) 不法投棄・ポイ捨て対策の推進	①	廃家電、建設廃棄物などの不法投棄の防止のため、警察、関係機関などと連携を図り、引き続き不法投棄の監視体制を強化します。	クリーン推進課
	②	地域巡回、通報システム及び監視カメラによる不法投棄防止対策を継続します。	クリーン推進課
	③	不法投棄連絡員や廃棄物減量等推進員の方々など市民と連携し、不法投棄・ポイ捨て防止についての啓発活動を推進します。	クリーン推進課
	④	ごみの散乱のない美しいまちづくりを進めるため、市民や事業者等との協働により、まちや川の美化活動に取り組むなど、市民一人ひとりのモラル向上に向けて取り組みます。	環境保全課 クリーン推進課 土木建設課
(3) 安全かつ安定的なごみ処理体制の確保	①	ごみ処理施設について、ごみの排出量見込みや質の変化など将来予測を踏まえた上で、環境負荷の低減、災害時への対応等を勘案し、施設の改良や更新等を検討・実施します。	クリーン推進課
	②	ごみの焼却エネルギーの有効利用、ごみの焼却残さの資源化の継続など、廃棄物からのエネルギー回収及び有効活用を推進します。	クリーン推進課 清掃センター

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	目標値 (2025 年度)
一般廃棄物最終処分量	t/年	3,026	2,771
最終処分率(最終処分量/ごみ総排出量)	%	5.5	5.3

基本方針3 安全で快適な生活環境を保全します

目 標

安心して健やかに、快適に暮らし続けられる環境を維持します。

基本施策3-1 大気汚染、悪臭、騒音・振動対策の推進

【施策の基本的方向】

工場・事業場や自動車からの大気汚染や悪臭の発生を予防し、健康で快適な大気環境の維持を目指します。

また、工場・事業場、建設現場、自動車交通等、多様な発生源からの騒音・振動に対し、法令で定める規制基準等の遵守を推進するとともに、市民に対し生活騒音にかかる周辺への配慮を促し、心地よい環境の維持を目指します。

【施策の内容・担当課】

施策	施策内容		担当課
(1) 大気汚染の固定発生源対策	①	工場及び事業場における各種排出物質の規制基準を遵守するよう指導します。	環境保全課
	②	工場及び事業場のボイラーなどへの低窒素酸化物(NOx)型燃焼機器の導入や揮発性有機化合物(VOC)対策、大気汚染防止設備・技術の導入、燃料使用の適正化・効率化などの事業者の自主的な排出削減対策について奨励します。	環境保全課
	③	家庭の暖房機器・給湯器への低窒素酸化物(NOx)型燃焼機器の導入など、家庭における排出削減対策を促進するための情報提供、啓発活動を行います。	環境保全課
	④	住宅等の建築物の解体・改築時におけるアスベスト飛散防止対策やアスベストを含む廃棄物の適正な処理について、関係法令の周知を行うなど、アスベスト対策を徹底します。	環境保全課
(2) 大気汚染の移動発生源対策	①	市民・事業者に対して、自動車の利用の自粛、エコドライブの実施、自転車の利用促進などの協力を呼び掛けます。	環境保全課
	②	バス・トラックなどの大型ディーゼル車については、低公害・低燃費車への転換やエコドライブの徹底などを要請し、窒素酸化物・浮遊粒子状物質の排出量の削減を図ります。	環境保全課
	③	温室効果ガスの排出削減や大気汚染の移動発生源対策などのため、電気自動車や燃料電池自動車などといった次世代自動車について、公用車への率先導入や普及啓発に努めます。(再掲)	資産管理課 環境政策室 教育総務課 経営企画課

施策	施策内容		担当課
(3) 悪臭、騒音・振動対策の推進	①	地域で発生する悪臭を抑制するため、その発生源に対して「悪臭防止法」や「八千代市公害防止条例」に基づく指導を行います。	農政課 環境保全課
	②	工場及び事業場、特定建設作業現場からの騒音・振動を抑制するため、「騒音規制法」・「振動規制法」・「八千代市公害防止条例」に基づく規制・指導、低騒音・低振動型設備の導入指導を行います。	環境保全課
	③	自動車交通量の多い道路において騒音・振動の状況を調査し、要請限度を超えている場合には、必要に応じて千葉県公安委員会に道路交通法による措置等を要請します。	環境保全課
	④	道路補修等により道路の自動車騒音・道路交通振動対策を行います。	土木管理課 土木建設課 土木維持課
	⑤	騒音状況を調査し、民間航空機については国と協議を、自衛隊機については航空機騒音調査の実施と騒音対策の要請を継続して実施します。	環境保全課
	⑥	生活騒音問題について、広報やパンフレットなどを通じた啓発活動に努めます。	環境保全課
	⑦	住宅地の周辺で発生するカラオケ、拡声器などの使用による騒音については、「八千代市公害防止条例」に基づき、発生者に対して指導します。	環境保全課
(4) モニタリングの充実	①	大気汚染の実態を的確に把握するため、県と協力し、継続的に観測を実施するとともに、結果を公表します。継続的に観測できるような機器の維持管理等に努めます。	環境保全課
	②	騒音・振動にかかる調査を継続して実施します。	環境保全課
	③	ダイオキシン類などの化学物質による大気汚染状況を監視し、結果を公表します。	環境保全課
	④	大気中の空間放射線量の測定を行い、結果を公表します。	環境保全課
	⑤	市民・事業者に対し、空間放射線量計の貸出を行います。	環境保全課

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	目標値 (2025 年度)
一般大気環境基準達成率 (光化学オキシダント除く)	%	100	100
光化学オキシダントの環境基準の時間達成率	%	94.4	95.0
自動車騒音の環境目標値(環境基準)の達成率	%	87.6	90.0
公害苦情件数	件/年	82	75

基本施策3-2 水循環の確保と水環境の保全

【施策の基本的方向】

工場・事業場からの水質汚濁や生活排水対策の推進、さらに健全な水循環の確保により、良好な水環境の維持を目指します。

【施策の内容・担当課】

施策	施策内容	担当課
(1) 健全な水循環の確保等	① 印旛沼流域の健全な水循環を考慮した新川等の水環境改善、治水対策を、国や流域自治体、住民・市民団体、専門家等関係者と協力して進めます。	環境保全課
	② 谷津・里山、農地を重要な水源かん養地と捉え、谷津・里山及び農地の整備・保全を推進します。	農政課 環境政策室
	③ 市民や事業者に対して、水循環の重要性などについて情報提供を行い、節水意識の向上や家庭でできる生活排水対策についての普及啓発に努めます。	環境保全課
	④ 適正な水循環の確保を図るため、市街地等における緑化の推進、雨水の地下浸透を進める透水性舗装や雨水浸透ますの設置など、雨水流出抑制対策を推進します。	土木建設課 下水道課
	⑤ 洗車や散水など用途に応じた生活排水や雨水の利用について普及啓発を図り、水の有効利用を推進します。	環境保全課
(2) 発生源対策	① 事業場における水質汚濁防止法に定められた排水基準の達成状況を監視します。排水基準を遵守していない場合には改善を指導するとともに、一層の汚濁負荷削減のために、工場及び事業場に対策の強化への協力を求めています。	環境保全課
	② 全戸水洗化を目指して下水道区域の整備を推進し、下水道普及率の向上や、下水道への接続促進のための啓発活動の推進を図ります。	給排水相談課 下水道課
	③ 下水道整備計画区域外の区域では、富栄養化の原因となる窒素やリンを除去できる高度処理型合併処理浄化槽の設置に対する補助事業を継続し、その普及促進を図ります。また、くみ取便所や単独処理浄化槽からの転換を促進します。	環境保全課
	④ 浄化槽の使用者には、年 1 回の法定検査の他に、定期的に保守点検、清掃を実施し、適正管理を心掛けるよう呼びかけます。	環境保全課
(3) 面源系からの汚濁負荷の軽減策の推進	① 路面の清掃や道路側溝、排水溝の清掃により、堆積・蓄積した汚濁物質の除去を推進します。	土木管理課
	② 農地で使用する化学肥料・農薬の適正利用を推進します。	農政課
(4) 公共用水域の水質監視	① 公共用水域が環境基準を達成しているかを引き続きモニタリングしていきます。	環境保全課

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	目標値 (2025 年度)
公共用水域の環境目標値 (環境基準)の達成率	%	88	90
生活排水処理率	%	97.1	98.8

【施策の基本的方向】

地下水の汚染対策を推進するとともに、地盤沈下を防止し安全な生活環境の維持を目指します。

【施策の内容・担当課】

施策	施策内容		担当課
(1) 地下水汚染の対策	①	有害物質を使用している事業場について、使用実績を収集し、漏洩等の有事に備えます。	環境保全課
	②	土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う環境保全型農業を啓発します。	農政課
	③	地下水汚染の程度や地下水の飲用状況に応じて、汚染の範囲、程度、汚染原因の究明などの調査を実施するとともに、汚染源に対して継続的な浄化対策を指導します。	環境保全課
	④	有害物質による地下水汚染状況を調査します。地下水の水質、流向などのモニタリング調査を継続し、地域の地下水の経年的な変化を監視します。	環境保全課
	⑤	地下水の水質が保全されるように対策を講じ、千葉県が行う施策に協力します。	環境保全課
(2) 地盤沈下の防止	①	「千葉県環境保全条例」及び「八千代市公害防止条例」に基づき、地下水の揚水の規制・指導を行います。揚水施設の設置規制及び揚水量の指導を通して、地下水の過剰な揚水による地盤の沈下を防止します。	環境保全課
	②	定点モニタリング調査により、継続的に地下水位の観測に取り組みます。	環境保全課

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	目標値 (2025 年度)
地下水環境基準の超過地区数	地区	14	11
2cm 以上の地盤沈下地点数	地点	0	0

基本方針4 豊かな水・緑を保全し、自然と共生するまちづくりを進めます

目 標

谷津・里山をはじめとする豊かな自然環境を保全し、その恵みを活用し、人と自然が共生するまちを目指します。

基本施策4-1 谷津・里山等の保全

【施策の基本的方向】

多様な主体が参加・協働することで、市内に残る貴重な谷津・里山の保全と再生、優良農地の確保を図り、自然的土地利用の維持・確保に努めます。

【施策の内容・担当課】

※ 以下 **谷津・里山** とあるのは、谷津・里山保全アクションプランの施策

施策	施策内容		担当課
(1) 谷津・里山の保全・再生	①	地域団体、NPOあるいは事業者など、多様な組織または個人の参加を求め、谷津・里山の保全を図ります。また、谷津・里山の保全活動をしている団体を支援します。	農政課 環境政策室
		谷津・里山	
	ア	市民参加の竹林対策の実施・里山楽校等の実施	農政課 環境政策室
	イ	固定資産税に対する減免措置の検討	資産税課 環境政策室
	ウ	森林環境譲与税の活用検討	農政課
(2) 水辺の環境保全	エ	地権者と市民が交流しながらの保全活動の推進	農政課 環境政策室
	①	湧水について情報を収集するとともに、保全に向けた取組を進めます。	環境政策室
		谷津・里山	
	ア	自然環境調査の実施の検討	環境政策室
	イ	水源かん養林の保全	農政課 環境政策室

施策	施策内容		担当課
(2)水辺の環境保全	②	河川環境の保全のため、市民・事業者などの参加の下、河川の清掃活動に努めます。 谷津・里山	環境保全課 クリーン推進課 土木管理課 土木建設課
		ア 水源、かん養林の汚染を防ぐため、不法投棄対策の実施	クリーン推進課
		イ 市民参加による河川周辺のごみ拾いの実施	環境保全課 クリーン推進課 土木管理課 土木建設課
	③	良好な水環境の保全を推進するため、国・県が行う印旛沼、河川における水質や生態系などの保全・回復のため事業の推進に協力します。	環境保全課 環境政策室 土木建設課
(3)農地の保全	①	農業の振興を図ることにより、食料供給を担うとともに、生物多様性の保全や水源かん養・防災機能など、重要な役割を果たす農地の利活用を推進します。 谷津・里山	農政課 農業委員会
		ア 営農可能な農地の継続的利用の推進	農政課 農業委員会
	②	農地の多面的機能を維持するための地域活動を支援するとともに、地域における中心的経営体への農地集積・集約化に関する将来方針を定め、効率的な営農体制を推進します。 谷津・里山	農政課 農業委員会
		ア 人・農地プラン実質化の支援	農政課 農業委員会
		イ 農業を担う多様な人材の確保・育成	農政課 農業委員会
	③	優良農地保全のため農地パトロールを定期的に行い、違反転用の防止に努めます。	農業委員会
	④	荒廃農地の増加抑制のため、耕作条件の悪い農地の整備方法を検討し、農地の担い手への集積・集約化を推進します。 谷津・里山	農政課 農業委員会
		ア 荒廃農地の増加抑制の取組の推進	農政課 農業委員会
		⑤	農地の保全に際しては、環境に配慮した資材・農法が用いられるよう周知を図ります。 谷津・里山
	ア 環境に配慮した資材・農法に関する周知		農政課

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	目標値 (2025 年度)
谷津・里山保全箇所数	件	9	12
環境保全林面積	ha	2.8	1.4
谷津・里山維持の担い手 (里山楽校参加者)	人	118	180

【施策の基本的方向】

希少種など保護を要する動植物の実態を把握し、保全・管理を推進するとともに、身近な動植物の生息・生育空間の創出を通じて、地域の生態系ネットワーク(エコロジカルネットワーク)の形成に努めます。人々に対し、地域固有の生態系の保全や、生物多様性の重要性の理解促進を図り、多様な生態系の維持を目指します。

【施策の内容・担当課】

施策	施策内容		担当課
(1) 動植物の保全、自然環境データの整備・提供	①	自然環境情報を定期的に調査・記録し、調査結果を生物多様性の重要性を学ぶための環境学習教材として活用します。 谷津・里山	環境政策室
	ア	市内の谷津・里山を紹介する谷津・里山マップ等の作成・活用の検討	環境政策室 公民館 郷土博物館
	②	千葉県等で指定している希少種など保護を要する動植物の生息状況を定期的に調査し、動植物の保全・管理対策を推進します。 谷津・里山	環境政策室
	ア	希少動植物の生息・生育環境が確認されている場所についての保全	環境政策室
(2) 地域固有の生態系の保全及び特定外来生物の防除	①	身近な動植物の生息・生育空間の創出、移動経路の確保など、地域の生態系の連続性を意識して、谷津・里山をはじめとする緑地、水辺の環境保全に取り組みます。	環境政策室
	②	市内に生息する生物を持ち出さない、外から生物を持ち込まないことを推奨し、地域固有の生態系の保全に努めます。	環境政策室
	③	農業者に対し、動植物の生息・生育に配慮した環境づくりの周知・協力を依頼します。 谷津・里山	農政課 環境政策室
	ア	農業者へ動植物の生息・生育に配慮した環境づくりの周知、協力依頼の実施	農政課 環境政策室
	④	有害鳥獣の被害状況、特定外来生物の実態等を把握し、防護・捕獲等の対策を検討・実施します。	農政課 環境政策室
	⑤	近年の外来生物、特に生態系への影響の大きいもの・著しいものの実態の把握に努めます。県の機関等と連携して防護・捕獲等の対策を検討・実施します。 谷津・里山	環境政策室
	ア	特定外来生物の防除対策の実施	農政課 環境政策室 土木建設課

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	目標値 (2025 年度)
特定外来生物または有害鳥獣駆除数	件	92	85

【施策の基本的方向】

都市の緑化と親水空間を創出し、さらにネットワークを形成して連続性を確保することで、身近に自然を感じられる潤いある空間づくりを推進するとともに、その多面的機能の活用を図ります。

【施策の内容・担当課】

施策	施策内容		担当課
(1) 身近な緑の保全と創出	①	良好な自然環境を保全し、美観風致を維持するため、環境保全林や保存樹木の維持管理に努めます。また、寺社林、市民の森などの身近な生活圏にある豊かな緑の保全を進めます。 谷津・里山	公園緑地課 文化・スポーツ課
	ア	寺社林・屋敷林の保全の促進	環境政策室 文化・スポーツ課
	イ	環境保全林、保存樹木の状況を定期的に把握し、適切な管理の推進	環境政策室 公園緑地課
	②	管理放棄されつつある山林や農地の維持管理を進めます。	農政課
	③	市街化区域内における一定規模以上の農地については、その緑地機能を評価し、生産緑地地区として指定することにより、良好な都市環境を形成します。	公園緑地課
	④	街路樹の植栽や住宅地における緑化を推進します。緑化の推進に当たっては、地域の特性を考慮します。	公園緑地課 土木管理課
	⑤	市街地における屋上・壁面、生垣等の建物緑化の推進に努めます。	公園緑地課
	⑥	宅地開発や区画整理地内の宅地開発等において、緑地保全や緑化推進を目的とした緑化協定を結び、緑化を図ります。	公園緑地課
(2) 公園・緑地の整備、維持管理	⑦	住宅団地や工業団地などの開発行為においては、緑の確保に留意し、計画的な土地利用を図ります。	公園緑地課
	①	環境美化ボランティア制度を周知し、地域住民の参加・協力を得ながら、植樹活動、緑の愛護活動、花壇管理、清掃活動などを推進し、公園・緑地等の維持管理に努めます。	公園緑地課
	②	道路・新川沿岸などのオープンスペースや公共施設の緑化を推進します。	環境政策室

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	目標値 (2025 年度)
市民の森等面積(緑地量)	m ²	106,075	106,075
市民1人当たり公園等整備面積	m ² /人	19.04	19.50
緑化協定数	件	415	415
環境美化ボランティア制度(公園数または 団体数)	件	72	88

基本施策4-4 自然とふれあう機会の創出

【施策の基本的方向】

市民が自然とふれあえる空間とふれあう機会づくりを推進し、豊かで多様な自然との関わりの確保、人々の交流促進を目指します。

【施策の内容・担当課】

施策	施策内容	担当課
(1) 谷津・里山の活用	① 市民団体と連携して、里山学習会をはじめとする各種イベントを開催し、谷津・里山の持つ多様な機能や価値を市内外に向けて情報発信するとともに、人々の交流、地域間連携を促進します。 谷津・里山	環境政策室
	ア 里山における四季折々の自然の変化等の情報発信	環境政策室
	イ 里山学習会等での団体同士の交流の場の設定	環境政策室
	② 動植物とふれあう自然空間を守るため、ほたるの里をはじめとする拠点整備・管理を継続します。	環境政策室
	③ 教育機関等と連携し、学校の授業や課外活動の場として、谷津・里山の利用を推進します。 谷津・里山	環境政策室 指導課
	ア 学校で行われる環境学習への市職員等の講師派遣	環境政策室 指導課
	イ 環境部門が作成する谷津・里山環境学習資料の学校における活用	環境政策室 指導課
	ウ 授業や課外活動での谷津・里山の活用(自然観察や歴史・文化面の学習、保全の意識啓発等)	環境政策室 指導課
	④ 市内外企業のCSR活動を誘致・推進するため、情報提供を行います。 谷津・里山	環境政策室
	ア 市内外企業のCSR 活動の誘致、市民と企業の協働活動のサポート(情報提供や交流の場の提供)	コミュニティ推進課 商工観光課 環境政策室
	⑤ 谷津・里山の散策等を通じて、心身の健康づくりや市の歴史・文化に触れる機会を提供します。 谷津・里山	健康づくり課 環境政策室 文化・スポーツ課 郷土博物館
	ア 里山歩き等、心身の健康を増進する活動の推進	健康づくり課 環境政策室
	イ 谷津・里山の文化、歴史等の紹介	環境政策室 文化・スポーツ課 郷土博物館

施策	施策内容		担当課
(1) 谷津・里山の活用	⑥	竹や間伐材等を有効利用するなど、里山資源の活用に取り組みます。 谷津・里山	環境政策室
	ア	竹材等の利用促進の検討	環境政策室
	⑦	八千代市の立地・環境を活かした農業体験・グリーンツーリズムの実施を検討します。 谷津・里山	観光推進室 農政課
	ア	グリーンツーリズムの推進	観光推進室 農政課 環境政策室
(2) 親水空間の整備と活用	①	「印旛沼流域かわまちづくり計画」に基づき、新川の水辺の賑わいを創出する水辺の拠点整備を進めます。	企画経営課 公園緑地課
	②	河川改修に当たっては、緩傾斜護岸や親水性護岸など市民が水と親しむことのできる機能整備、生態系の保全、美しい自然景観の創出に配慮した工法・技術の採用に努めます。 谷津・里山	環境政策室 土木建設課
	ア	多自然川づくり等の検討	環境政策室 土木建設課
	③	親水空間の整備に当たっては、その場を利用する市民との意見交換を行い、市民との協働による親しみやすい水辺づくりに努めます。	環境政策室 土木建設課

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	目標値 (2025 年度)
ほたるの里活用回数	回/年	14	18

基本方針5 環境保全のための人づくり・地域づくりを推進します

目 標

全ての人が環境保全に取り組み、繋がって新しい価値を生み出し、持続的に発展するまちを目指します。

基本施策5-1 環境教育・環境学習等の推進

【施策の基本的方向】

学校における環境教育の充実や、市民の環境保全活動への参加機会の創出、民間団体等の活動支援を通じて、地域の環境保全に対する人々の機運を高め、環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルの転換を目指します。市は収集した環境情報を、分かりやすく市民等に提供します。

【施策の内容・担当課】

施策	施策内容		担当課
(1) 環境情報の収集・提供	①	事業者団体、環境活動団体との連携を通して、情報を収集します。	環境政策室
	②	「八千代市の環境」など本市の環境の現状、取組について分かりやすく提供する報告書等を発行します。	環境政策室
	③	定期的に市の広報で環境情報を提供するほか、緊急性や地域性に応じて、ホームページや SNS 等による情報発信、自治会単位での広報誌の発行、啓発イベントや環境講座の開催など、様々な媒体や手法により、効果的で分かりやすい情報の発信に努めます。 谷津・里山	環境政策室
	ア	谷津・里山に関するイベント情報の発信	環境政策室
	イ	市民が谷津・里山で自然観察や活動するための、積極的な情報提供	環境政策室
(2) 学校・職場・地域における環境教育の推進等	④	市民・事業者等が必要な環境情報を入手したり、各種申請が行いやすいよう、環境保全に関するホームページの改善、充実に努めます。	環境政策室
	①	教育機関や市民団体等と連携し、子ども環境教室や環境講座、まちづくりふれあい講座など、環境への理解を深めるイベントや学習プログラムの整備・実施など環境学習・教育の事業の充実を図ります。また、参加促進に向けた周知に努めます。 谷津・里山	環境政策室 生涯学習振興課
	ア	市と市民団体の連携による谷津・里山での各種イベントの開催	環境政策室

施策	施策内容		担当課
(2) 学校・職場・地域における環境教育の推進等	②	環境学習・環境教育のあり方についての調査・研究を行い、SDGsを考慮した幅広い環境学習・環境教育メニューを検討します。	環境政策室
	③	小中学校等において、地域の環境資源やICTを活用しながら、自然環境や地球環境の大切さなどを学ぶ環境教育・学習を推進します。	環境政策室 指導課
	④	大学や事業者等と連携した講座を開催するなど、環境に関する専門的な知識や最新の情報等を学べる機会の提供に努めます。 谷津・里山	環境政策室 生涯学習振興課 公民館
	ア	生涯学習の一環として、谷津・里山に関する講座の開催	環境政策室 公民館
	⑤	再生可能エネルギー・省エネ設備等を導入した公共施設、先進的な環境技術を有する工場等について、環境に関する学びの場として活用を検討します。	環境政策室
(3) 推進体制の充実	①	地域や事業所などで行う環境学習・環境教育活動を推進するため、環境学習・環境教育に深い知識を持つ八千代市環境学習ボランティア講師を育成・確保します。	環境政策室
	②	環境保全などを行っている自治会、NPO、ボランティア団体、既存組織などと協力し、環境学習・教育のためのネットワークを作ります。	環境政策室
	③	不法投棄連絡員や廃棄物減量等推進員などの活動を支援し、地域におけるごみの減量化やリサイクル推進、美化活動を推進する人材の育成や交流の促進などを図ります。	クリーン推進課
	④	市役所内においても新入職員に対する環境教育を継続、充実化を図ります。	職員課 環境保全課 環境政策室
	⑤	千葉県や市民活動団体などと連携しながら環境学習・環境教育を推進します。	環境政策室

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	目標値 (2025 年度)
環境ボランティア講師登録数	人(団体)	13	15
環境学習講座等開催数	回/年	23	30

基本施策5-2 市民(団体)・事業者との協働による地域環境保全の推進

【施策の基本的方向】

市民(団体)・事業者とのパートナーシップを構築し、人材育成や登用を進め、さらに連携による取組拡大を図ることにより、市域が一体となった環境保全の推進を目指します。

【施策の内容・担当課】

施策	施策内容		担当課
(1) 市民(団体)などとの協働	①	自治会・町内、学校、家庭などで行われている資源物回収活動、緑化活動、清掃活動、再生可能エネルギー導入など、市民・市民団体等が行う環境保全活動を支援します。	環境政策室 クリーン推進課 公園緑地課
	②	環境保全活動に携わっているNPOや様々な市民団体を支援します。若い世代を中心として、地域の環境保全に率先して取り組む人材・リーダーの育成に努めます。 谷津・里山	コミュニティ推進課 環境政策室
	ア	谷津・里山の整備、活動のリーダーの育成(里山楽校の開催)	環境政策室
	③	環境保全を行う市民団体等の活動拠点機能の確保・充実を図るとともに、団体間の交流促進、協働による取組を支援します。 谷津・里山	コミュニティ推進課 環境政策室
	ア	市民活動団体等と協働した里山活動の推進	環境政策室
(2) 事業者との協働	①	地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者を増加させるため、県のCO2CO2スマート宣言事業所登録制度の普及に努めます。(再掲)	環境政策室
	②	事業者による自主的な環境保全活動や、環境マネジメントシステムの導入に対する支援を行い、環境にやさしい事業活動の促進を図ります。(再掲)	環境政策室
	③	事業者に対し、廃棄物の発生が少ない、再生可能な材料を使うなど環境に配慮した製品やサービスの提供について啓発します。(再掲)	クリーン推進課
	④	環境保全協定締結事業所を増やすため、未締結事業所と協議をしていきます。	環境保全課
	⑤	環境関連イベントやボランティア活動への事業者からの参加を促進します。環境保全協定締結事業所、地域包括連携協定締結事業所などから、環境保全、防災、食育等、幅広い環境教育に資する情報提供、講師派遣を依頼します。	環境政策室

【環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	目標値 (2025 年度)
新川一斉清掃参加人数	人/年	326	350
やちよ市民活動サポートセンターに登録している環境に関する活動をしている団体	団体	31	33
環境保全協定締結事業所数	事業所	20	20
CO2CO2スマート宣言事業所登録数	事業所	2	5

基本施策5-3 環境と経済の好循環の推進

【施策の基本的方向】

環境・エネルギーに関わる先進技術の積極的な活用や、環境関連産業の育成に取り組み、産学官の連携による地域資源の活用を推進することによって、環境と経済の相乗効果の発揮を目指します。

【施策の内容・担当課】

施策	施策内容		担当課
(1) 環境関連産業の育成促進	①	地元企業や大学等と連携し、研究や、地元産品を利用した商品等の普及など、環境と関連したビジネスの推進に努めます。 谷津・里山	商工観光課 農政課 環境政策室
		ア 大学の調査、研究の支援・協力	環境政策室
	②	住宅用省エネ設備等導入補助事業、脱炭素型建築物の計画に関し、相談対応や市内関連事業者にかかる情報提供など地域と連携した取組を促進することにより、関連産業の振興を図ります。	環境政策室 建築指導課
	③	行政による支援や、地元金融機関と協力し ESG 関連の情報を提供するなどの支援を検討します。(再掲)	商工観光課 環境政策室
(2) 環境と調和した産業の振興	①	家畜排せつ物を有効利用し、たい肥を活用した土づくりを進め、環境への負荷の少ない農業を促進します。 谷津・里山	農政課
		ア ちばエコ農産物と併せて、谷津・里山ブランド形成の可能性の検討	商工観光課 農政課 環境政策室
	②	市内の農産物直売所におけるイベントや、市主催のイベントにおける PR 活動を通じて、地元産の旬の農産物を購入する地産地消を推進します。 谷津・里山	農政課
		ア 学校給食等の地産地消と体験農園等での食育の推進	子ども保育課 母子保健課 農政課 環境政策室 保健体育課 学校給食センター
	③	観光協会や観光農園等、関連事業者等と連携し、八千代市の文化・観光資源の発掘、普及に努めます。	観光推進室 農政課

基本施策5-4 地域間交流・協力の推進

【施策の基本的方向】

身近な環境から地球環境保全まで、多様化・複雑化する環境問題に対し、市域を越えた連携や交流を通じて課題解決を図ります。

【施策の内容・担当課】

施策	施策内容		担当課
(1) 地域間の交流促進	①	谷津・里山保全、農業体験等グリーンツーリズムを通じて、市街地と郊外の人々の交流促進を図ります。 谷津・里山	観光推進室 農政課
	ア	グリーンツーリズムの推進(再掲)	観光推進室 農政課 環境政策室
	②	「印旛沼流域かわまちづくり計画」に基づく水辺の拠点整備を通じて、印旛沼流域における人々の交流、地域活性化を図ります。	企画経営課 観光推進室
	③	国、県、近隣市町など他の行政機関や活動団体などとの連携により、広範な環境情報を収集します。 谷津・里山	環境政策室
	ア	近隣自治体との情報交換	環境政策室
	④	印旛沼流域保全など環境政策に関する協議会の参加等を通じて、近隣自治体との連携・協力を図ります。	環境政策室
(2) 外国人住民に対する意識啓発の推進	①	多文化交流センターにおいて、外国人居住者に対する環境情報提供、相談対応を継続して行います。	シティプロモーション課

第3章 戦略的・重点的に推進する施策

環境の将来像の実現に向けた重点的な取組として、以下の3つのプロジェクトを推進します。

各プロジェクトは、環境の将来像のもと目指すまちのあり方の具現化に向け、分野別の環境施策の中から特に重要または効果的なもの（環境と経済の好循環の創出に向けて相乗効果が期待できる施策）を組み合わせましたものです。

これらのプロジェクトについて、多様な主体と連携しながら推進していきます。

1 ゼロカーボンシティ推進プロジェクト（基本方針1、2、4、5）

（1）事業概要・ねらい

2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を実現するためには、人々の生活や企業の事業活動におけるエネルギー消費を抑えるとともに、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー等を積極的に活用していく必要があります。

快適な暮らしを維持しつつ、温室効果ガス排出削減を確実に進めるために、以下の施策を展開していきます。

（2）具体的な事業・担当課

事業	施策内容		担当課
1) 3E+S(省エネ・創エネ・蓄エネ)の推進	①	住宅用省エネルギー設備等設置補助制度を通じて、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備導入を促進します。(再掲)	環境政策室
	②	相談対応や情報提供を行うことにより、民間事業者が市内で計画を検討している太陽光発電、熱利用施設を推進します。(再掲)	商工観光課 環境政策室
	③	八千代市中小企業資金融資制度における環境経営応援資金などを通じて、事業者による再生可能エネルギー・省エネルギー設備導入を促進し、化石燃料の消費の抑制を図ります。(再掲)	商工観光課
	④	災害対策・防災拠点の整備を推進します。また、防災拠点への太陽光発電設備等の導入に努めます。(再掲)	危機管理課
2) バイオマスエネルギーの利用促進	①	廃食用油の収集及び再生利用(燃料化)を継続します。(再掲)	クリーン推進課 清掃センター
3) グリーンビルディングの推進	①	建築物の省エネルギー消費性能の向上に関する法律など脱炭素型建築物の促進に関連する法令に基づいた認定や届出制度を通じて建築物の省エネ性能の向上を図ります。(再掲)	建築指導課
	②	建物の断熱性向上、エネルギー削減に資する屋上・壁面緑化等、市街地の住宅、事業所等における建物緑化を推進します。(再掲)	公園緑地課

事業	施策内容		担当課
4) 水・緑を活用したまちづくり	①	道路・新川沿岸などのオープンスペースや公共施設の緑化を推進します。(再掲)	環境政策室
	②	「印旛沼流域かわまちづくり計画」に基づき、新川の水辺の賑わいを創出する水辺の拠点整備を進めます。(再掲)	企画経営課 公園緑地課
	③	「印旛沼流域かわまちづくり計画」に基づく水辺の拠点整備を通じて、印旛沼流域における人々の交流、地域活性化を図ります。(再掲)	企画経営課 観光推進室
	④	歩道や自転車道の整備を検討するなど、歩きやすいまちづくりを推進します。(再掲)	土木建設課 土木維持課
	⑤	適正な水循環の確保を図るため、市街地等における緑化の推進、雨水の地下浸透を進める透水性舗装や雨水浸透ますの設置など、雨水流出抑制対策を推進します。(再掲)	土木建設課 下水道課

【関連する環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	中間目標値 (2025 年度)
温室効果ガス排出量(市域)	千 t-CO ₂ /年	1,789 (2017 年度)*	1,507
市民1人当たりの温室効果ガス排出量	t-CO ₂ /人・年	9.1 (2017 年度)*	7.5
市の事務事業による温室効果ガス排出量	t-CO ₂ /年	51,746	48,641
再生可能エネルギーの活用(市域)	MWh	30,844 (2018 年度)*	56,240
廃食用油回収量	t/年	3	3

*：環境省（自治体カルテ）

2 谷津・里山保全・活用プロジェクト（基本方針1、3、4、5）

（１） 事業概要・ねらい

本市の特徴的な自然である谷津・里山を市民、土地所有者、事業者、市が協働して保全・再生する事業を進めるとともに、谷津・里山の持つ多面的な機能や価値を活用する事業を実施します。

（２） 具体的な事業・担当課

事業	施策内容		担当課
1) 谷津・里山の多面的機能の維持・保全	①	千葉県等で指定している希少種など保護を要する動植物の生息状況を定期的に調査し、動植物の保全・管理対策を推進します。 (再掲) 谷津・里山	環境政策室
	ア	希少動植物の生息・生育環境が確認されている場所についての保全(再掲)	環境政策室
	②	動植物とふれあう自然空間を守るため、ほたるの里をはじめとする拠点整備・管理を継続します。(再掲)	環境政策室
2) 多様な主体の参加による谷津・里山保全の推進	①	地域団体、NPOあるいは事業者など、多様な組織または個人の参加を求め谷津・里山の保全を図ります。また、谷津・里山の保全活動をしている団体を支援します。(再掲) 谷津・里山	農政課 環境政策室
	ア	市民参加の竹林対策の実施・里山楽校等の実施(再掲)	農政課 環境政策室
	イ	固定資産税に対する減免措置の検討(再掲)	資産税課 環境政策室
	ウ	森林環境譲与税の活用検討(再掲)	農政課
	エ	地権者と市民が交流しながらの保全活動の推進(再掲)	農政課 環境政策室
	②	環境保全活動に携わっているNPOや様々な市民団体を支援します。若い世代を中心として、地域の環境保全に率先して取り組む人材・リーダーの育成に努めます。(再掲) 谷津・里山	コミュニティ推進課 環境政策室
	ア	谷津・里山の整備、活動のリーダーの育成(里山楽校の開催)(再掲)	環境政策室
	③	市内外企業のCSR活動を誘致・推進するため、情報提供を行います。(再掲) 谷津・里山	環境政策室
	ア	市内外企業のCSR活動の誘致、市民と企業の協働活動のサポート(情報提供や交流の場の提供)(再掲)	コミュニティ推進課 商工観光課 環境政策室

事業	施策内容		担当課
3) 谷津・里山を活用した環境学習・教育の推進	①	市民団体と連携して、里山学習会をはじめとする各種イベントを開催し、谷津・里山の持つ多様な機能や価値を市内外に向けて情報発信するとともに、人々の交流、地域間連携を促進します。(再掲) 谷津・里山	環境政策室
		ア 里山における四季折々の自然の変化等の情報発信(再掲)	環境政策室
		イ 里山学習会等での団体同士の交流の場の設定(再掲)	環境政策室
	②	谷津・里山の散策等を通じて、心身の健康づくりや市の歴史・文化に触れる機会を提供します。(再掲) 谷津・里山	健康づくり課 環境政策室 文化・スポーツ課 郷土博物館
		ア 里山歩き等、心身の健康を増進する活動の推進(再掲)	健康づくり課 環境政策室
		イ 谷津・里山の文化、歴史等の紹介(再掲)	環境政策室 文化・スポーツ課 郷土博物館
	③	教育機関等と連携し、学校の授業や課外活動の場として、谷津・里山の利用を推進します。(再掲) 谷津・里山	環境政策室 指導課
		ア 学校で行われる環境学習への市職員等の講師派遣(再掲)	環境政策室 指導課
		イ 環境部門が作成する谷津・里山環境学習資料の学校における活用(再掲)	環境政策室 指導課
		ウ 授業や課外活動での谷津・里山の活用(自然観察や歴史・文化面の学習、保全の意識啓発等)(再掲)	環境政策室 指導課
4) 谷津・里山の活用・交流促進	①	谷津・里山保全、農業体験等グリーンツーリズムを通じて、市街地と郊外の人々の交流促進を図ります。(再掲) 谷津・里山	観光推進室 農政課
		ア グリーンツーリズムの推進(再掲)	観光推進室 農政課 環境政策室

【関連する環境指標】

	単位	現在 (2019 年度)	中間目標値 (2025 年度)
谷津・里山保全箇所数	件	9	12
谷津・里山維持の担い手 (里山楽校参加者)	人	118	180
ほたるの里活用回数	回/年	14	18

3 環境にやさしい人づくりプロジェクト（基本方針3、4、5）

（1）事業概要・ねらい

市民・事業者の環境に対する関心・理解を深めるため、環境学習・環境教育の充実を図り、次世代に良好な環境を引き継ぐことのできる環境にやさしい人づくりを推進します。

（2）具体的な事業・担当課

事業	施策内容		担当課
1) 地域資源を活用した環境教育メニュー・教材の検討	①	自然環境情報を定期的に調査・記録し、調査結果を生物多様性の重要性を学ぶための環境学習教材として活用します。(再掲)	環境政策室
		谷津・里山	
	ア	市内の谷津・里山を紹介する谷津・里山マップ等の作成・活用の検討(再掲)	環境政策室 公民館 郷土博物館
	②	市民団体と連携して、里山学習会をはじめとする各種イベントを開催し、谷津・里山の持つ多様な機能や価値を市内外に向けて情報発信するとともに、人々の交流、地域間連携を促進します。(再掲)	環境政策室
		谷津・里山	
	ア	里山における四季折々の自然の変化等の情報発信(再掲)	環境政策室
	イ	里山学習会等での団体同士の交流の場の設定(再掲)	環境政策室
	③	谷津・里山の散策等を通じて、心身の健康づくりや市の歴史・文化に触れる機会を提供します。(再掲)	健康づくり課 環境政策室 文化・スポーツ課 郷土博物館
		谷津・里山	
	ア	里山歩き等、心身の健康を増進する活動の推進(再掲)	健康づくり課 環境政策室
	イ	谷津・里山の文化、歴史等の紹介(再掲)	環境政策室 文化・スポーツ課 郷土博物館
	④	八千代市の立地・環境を活かした農業体験・グリーンツーリズムの実施を検討します。(再掲)	観光推進室 農政課
		谷津・里山	
	ア	グリーンツーリズムの推進(再掲)	観光推進室 農政課 環境政策室

事業	施策内容		担当課
1) 地域資源を活用した環境教育メニュー・教材の検討	⑤	教育機関等と連携し、学校の授業や課外活動の場として、谷津・里山の利用を推進します。(再掲) 谷津・里山	環境政策室 指導課
		ア 学校で行われる環境学習への市職員等の講師派遣(再掲)	環境政策室 指導課
		イ 環境部門が作成する谷津・里山環境学習資料の学校における活用(再掲)	環境政策室 指導課
		ウ 授業や課外活動での谷津・里山の活用(自然観察や歴史・文化面の学習、保全の意識啓発等)(再掲)	環境政策室 指導課
	⑥	教育機関や市民団体等と連携し、子ども環境教室や環境講座、まちづくりふれあい講座など、環境への理解を深めるイベントや学習プログラムの整備・実施など環境学習・教育の事業の充実を図ります。また、参加促進に向けた周知に努めます。(再掲) 谷津・里山	環境政策室 生涯学習振興課
		ア 市と市民団体の連携による谷津・里山での各種イベントの開催(再掲)	環境政策室
	⑦	環境学習・環境教育のあり方についての調査・研究を行い、SDGsを考慮した幅広い環境学習・環境教育メニューを検討します。(再掲)	環境政策室
	⑧	小中学校等において、地域の環境資源や ICT を活用しながら、自然環境や地球環境の大切さなどを学ぶ環境教育・学習を推進します。(再掲)	環境政策室 指導課
	⑨	大学や事業者等と連携した講座を開催するなど、環境に関する専門的な知識や最新の情報等を学べる機会の提供に努めます。(再掲) 谷津・里山	環境政策室 生涯学習振興課 公民館
		ア 生涯学習の一環として、谷津・里山に関する講座の開催(再掲)	環境政策室 公民館
2) 多様な環境保全の担い手・環境ボランティア講師の育成	①	自治会・町内、学校、家庭などで行われている資源物回収活動、緑化活動、清掃活動、再生可能エネルギー導入など、市民・市民団体等が行う環境保全活動を支援します。(再掲)	環境政策室 クリーン推進課 公園緑地課
	②	地域や事業所などで行う環境学習・環境教育活動を推進するため、環境学習・環境教育に深い知識を持つ八千代市環境学習ボランティア講師を育成・確保します。(再掲)	環境政策室
	③	不法投棄連絡員や廃棄物減量等推進員などの活動を支援し、地域におけるごみの減量化やリサイクル推進、美化活動を推進する人材の育成や交流の促進などを図ります。(再掲)	クリーン推進課

事業	施策内容		担当課
2) 多様な環境保全の担い手・環境ボランティア講師の育成	④	市役所内においても新入職員に対する環境教育を継続、充実化を図ります。(再掲)	職員課 環境保全課 環境政策室
	⑤	環境保全活動に携わっているNPOや様々な市民団体を支援します。若い世代を中心として、地域の環境保全に率先して取り組む人材・リーダーの育成に努めます。(再掲) 谷津・里山	コミュニティ推進課 環境政策室
	ア	谷津・里山の整備、活動のリーダーの育成(里山楽校の開催)(再掲)	環境政策室
	⑥	環境関連イベントやボランティア活動への事業者からの参加を促進します。環境保全協定締結事業所、地域包括連携協定締結事業所などから、環境保全、防災、食育等、幅広い環境教育に資する情報提供、講師派遣を依頼します。(再掲)	環境政策室

【関連する環境指標】

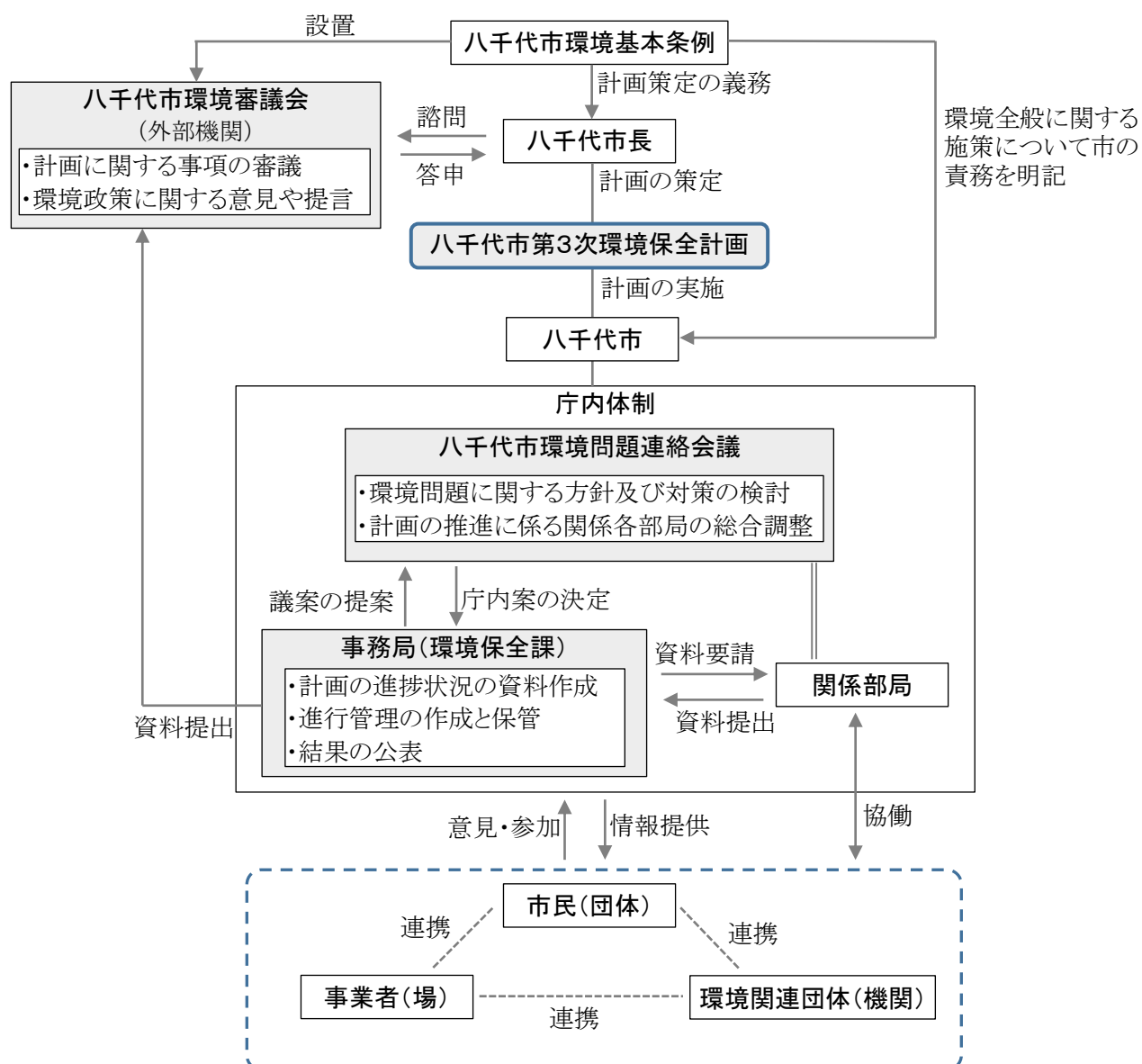
	単位	現在 (2019 年度)	中間目標値 (2025 年度)
環境ボランティア講師登録数	人(団体)	13	15
環境学習講座等開催数	回/年	23	30
新川一斉清掃参加人数	人/年	326	350
やちよ市民活動サポートセンターに登録している環境に関する活動をしている団体	団体	31	33

第4章 計画の推進

1 推進体制

第3次環境保全計画の推進のために、市民(団体)、事業者、市、環境関係機関などの各主体が、それぞれの立場や活動する場所で主体的に環境活動に取り組めるよう、協働できる体制の確立を目指します。

市は、環境に関連する施策・事業の進捗状況を的確に把握し、役割分担を図りながら、一体となって環境行政を推進していきます。さらに、第3次環境保全計画に掲げた施策等を効果的に展開するために、国、県、近隣市町村との連携・協力関係を構築し、計画の円滑かつ効果的な推進に努めます。



2 進行管理

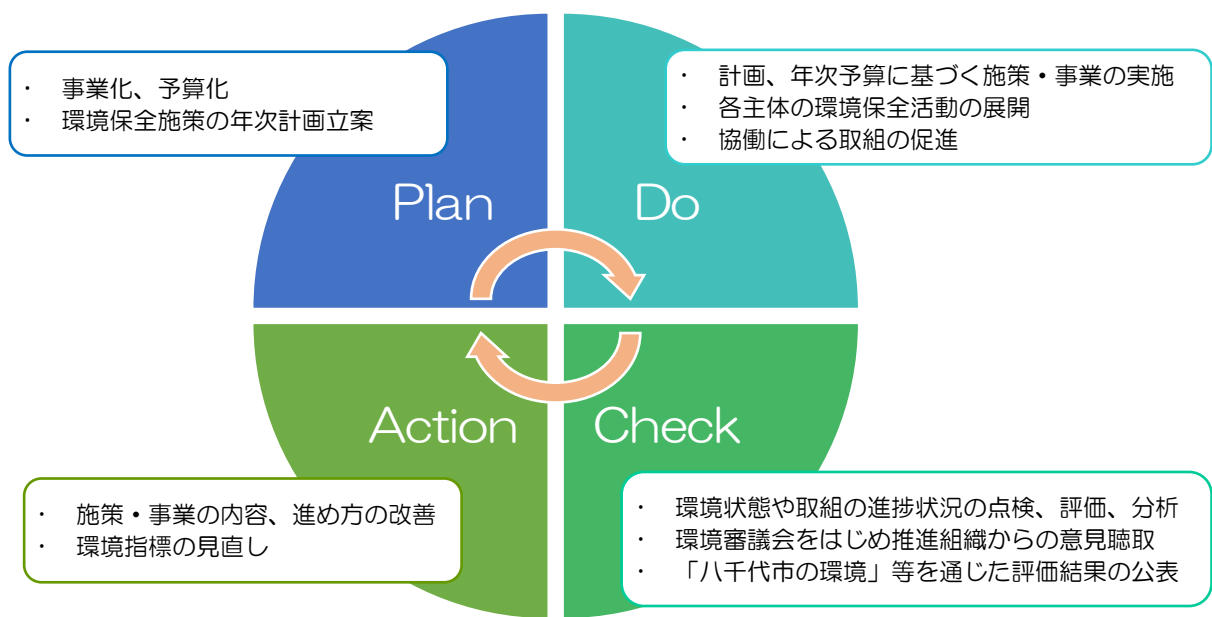
第3次環境保全計画に示された施策を着実に推進するために、環境マネジメントシステムにおけるPDCAサイクルの一連の手続きに沿って、計画の進行管理を行います。

目指す環境の将来像や基本方針・目標の実現の度合いを計るため、環境指標における定量目標の達成状況、施策の実施状況等を定期的に点検・評価し、必要に応じて見直します。

段階	実施事項	実施主体
Plan (計画)	・事業化、予算化 ・環境保全施策の年次計画立案	・市(全庁)
Do (実施)	・計画、年次予算に基づく施策・事業の実施 ・各主体の環境保全活動の展開 ・協働による取組の促進	・市民 ・事業者 ・市(全庁)
Check (点検・評価)	・環境状態や取組の進捗状況の点検、評価、分析 ・環境審議会をはじめ推進組織からの意見聴取 ・「八千代市の環境」等を通じた評価結果の公表	・市(環境問題連絡会議) ・環境審議会
Action (見直し)	・施策・事業の内容、進め方の改善 ・環境指標の見直し	・市(環境問題連絡会議) ・環境審議会

【実施時期のイメージ図】

		前年度				現年度				次年度			
		第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
P	事業化・予算化・計画立案												
D	計画・予算に基づく施策・事業の実施												
	各主体の環境保全活動の展開												
	協働による取組の促進												
C	環境状態や取組の進捗状況の点検・評価・分析												
	推進組織からの意見聴取												
	評価結果の公表												
A	施策・事業内容や進め方の改善												
	環境指標の見直し												



（１） 施策・事業の点検

環境の保全に関する施策・事業は、それぞれの担当部局が中心となってその推進に努めます。また、その実施状況については、環境マネジメントシステムの考え方を踏まえ、毎年の実施状況を把握し、必要に応じて施策・事業内容の見直しを行います。

（２） 目標の点検・評価

基本方針(目標)の達成状況、さらに施策・事業等の実施状況を客観的に評価するために設定した環境指標について、毎年度の数値把握を行い、その進捗状況を評価します。

（３） 点検結果の評価と公表

基本方針(目標)の達成状況、施策・事業等の実施状況の評価結果等を踏まえ、第3次環境保全計画の総合的な評価を行い、各推進組織への報告及び取組内容の見直しを行うことによって、環境の保全に関する施策の着実な推進を図ります。